

[設問1]

第1. フィルタリングソフト法(以下、「法」とする) 17条及び16条1項2号は、大人及び子どもの情報受領権を害するものであり、憲法21条1項に反する。

1. 憲法21条1項は、思想・見解を発信する自由を保障する。もっとも、思想・見解は、事実をもとに形成されるものである。また、情報の発信と受領は不可分一体のものである。

従って、憲法21条1項は、大人・子どもを含めた国民の情報受領権を保障している(よじ号ハイジャック事件に関する最高裁の判断もこれと一致する)。

2. 国民の情報受領権は、これを通じて、国民の人格が形成・発展するものであること、及び情報の受領が民主主義社会における不可欠の前提であることに鑑みると、基本的人権のうち特に重要なものである。

このため、規制目的が必要不可欠であり、かつ、目的達成手段が必要最小限度のものである限り、違憲となることを考へるべきである。

3. 法17条及び法16条1項2号の立法目的は、子どもを有害情報から保護すること及び、有害情報にさらされることを希望しない大人の便宜を図ることにある(法1条参照)。

しかし、十分な判断能力を有する大人の場合、自ら有害情報にアクセスしない判断を行うこともできよう。後者については、必要不可欠な規制目的とはいえない。

次に、目的達成手段としては、適合ソフトウェアの使用目的に沿うべき動作をさせないプログラムを提供するものに対し、1年以下の懲役、100万円以下の罰金という、身体拘束を含む刑罰をもって抑止するというものである。

しかし、サイトの中には、有害なものというでないものが含まれている可能性があり、サイトで構成するウェブページ全てが有害情報(法2条2号)で占められていると限定しない。

そうだとすれば、上記プログラムの提供者に対し、強い規制手段をもって臨むことは必要最小限度の手段とはいえない。

よって、法17条及び法16条1項2号は、憲法21条1項に反する。

第2. 仮に、法17条1項及び法16条1項2号が憲法21条1項に反しないとしても、本件のAに関する事案に適用することは憲法21条1項に反する。

憲法21条1項が、重要な基本的人権として特に尊重されるのは、それが民主政の過程に於て資する等の理由による。

そして、本件サイトに含まれる情報は、過度の性表現など、民主政に何ら関係のない情報ではなく、平和問題や死刑存廃問題に関係する情報である。

そうだとすると、こうした情報へのアクセスを可能とする行為に対し、刑罰をもって臨むのは、憲法21条1項の趣旨に反するといえる。

よって、本件事案に適用することは違憲である。

[設問2]

第1. 検察官からの反論として、Aが大人及び子どもの情報受領権侵害の主張適格を有しない、というものを考える。

1. この点につき、付随的審査制(憲法81条)を採る現行憲法のもとでは、自己の憲法上の権利が侵害されていることをしか主張できなへのが原則である。

むしろ、援用される人権の性格、援用者と第三者の関わり、第三者に対する権利主張の蓋然性なども考慮して、援用者において憲法の理念を守るべきと評する場合には、例外的に、第三者の憲法上の権利侵害につき、援用者が主張することが許容されると解すべきである。

2. 本件において援用者たるAが援用主張する人権は、情報受領権という、憲法21条1項におき保障する重要な人権である。また、援用者たるAと第三者たる国民は、インターネット上における情報の送り手・受け手という関わりがあり、密接な関わりにある。

しかし、発達過程にある子どもの場合は~~別段~~格別、大人の場合とは、自らの判断で情報受領権侵害の主張をなす。おて、Aが主張適格を有するのは、子どもの情報受領権侵害の点にかつてのみである。

第2. 次に、反論として考えらるのは、子どもが成長過程にあることに鑑み、審査基準が緩和されるべきである、というものである。

1. この点については、検察側の主張の通り、子どもが成長過程に

あり、十全な判断能力を有していないことに配慮すべきである。

そこで、兵庫県青少年保護育成条例事件の判例に照らし、危険発生の相当の蓋然性がある場合には、情報受領権の制約はやむを得ないと考えらるべきである。

2. インターネット上には、過度の性的表現、過度の暴力や残虐な表現、犯罪や違法薬物への興味を誘発する情報など、青少年が接すべきでない情報が散らばっている。このため、子どもの健全な育成を危険にさらす相当の蓋然性があると言えらる。

おて、法17条及び法16条1項2号は、子どもの情報受領権の制約を正当化できなへいとは言えらる、憲法21条1項に反しなへい。

第3. 次に反論として考えらるのは、本件の事案に法17条等も適用するにとも正当化されらる、というものである。

1. この点につき、確かに、本件サイトには戦場における死傷者の無残な画像、拷問を受けた人々の画像、公開処刑の画像などが掲載されらる、いずれも有害情報に当たらる。

2. しかし、いずれの情報もショッキングなものであるが、^間閲覧者には、平和や死刑の問題を真剣に考へる契機を与えらるものである。

憲法21条1項は、表現者、情報受領者又は表現等を通じ人格を形成・発展せしめる価値をなす自己実現の価値に

変更されている。

すなわち、自己実現の価値も実現させる本件サイトの情報へのアクセスを制限する行為は、憲法の許容するものである。

よって、Aに関する事案に法17条等を適用することは、憲法21条1項に反する。

以上

123m